

八王子市下水道接続指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号。以下「法」という。）、八王子市下水道条例（昭和41年3月31日条例第9号。以下「条例」という。）及び八王子市下水道条例施行規則（昭和41年7月1日規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、下水道接続に係る排水設備設置の指導に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ前条に掲げる法律、条例及び規則に定めるところによる。

(設置指導)

第3条 市長は、公共下水道の供用が開始された日から、条例第5条第1項に規定する期間を経過したにも関わらず排水設備設置義務者が排水設備の設置を行わず、かつ同条例第5条第2項に定める排水設備の設置の猶予を申請しないときは、排水設備設置義務者に対し、速やかな排水設備設置を指導するものとする。

2 前項に規定する指導は、訪問による口頭指導または文書、もしくはその両方により行うものとする。

(特別指導)

第4条 市長は、前条に定める設置指導を受けた者で、次の各号のいずれかに該当する者については、特別な指導（以下「特別指導」という。）を行うことができる。

(1) 処理対象人員が51人以上の合併処理浄化槽により汚水を処理している者

(2) 処理対象人員が10人以上の単独処理浄化槽により汚水を処理している者

2 前項に規定する特別指導は、特別指導書（第1号様式）を送達することにより行うものとする。

3 市長は、特別指導の対象者に対し、提出期日を定め下水道接続に係る排水設備設置計画書（第2号様式。以下「接続計画書」という。）の提出を求めるものとする。

4 前項の接続計画書による排水設備の設置期限は平成30年度末までとする。

(設置勧告)

第5条 市長は、前条に規定する特別指導を受けた者が、正当な理由なく指導に従わず、かつ前条第3項の規定による接続計画書を提出しないときは、条例第31条の2第2項の規定による設置勧告を行うものとする。

2 前項の勧告は、規則第24条の規定に基づき、次の事項を記載した文書（規則様式第26）により行うものとする。

(1) 勧告に係る排水設備を設置すべき土地及び建物の所在地

- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告の理由
- (4) 氏名等の公表に関する事項

(勧告猶予)

第6条 市長は、第4条に規定する特別指導を受けた者が、同条第3項の規定による接続計画書を提出した場合において、その内容を妥当と認めるときは、当該計画書に示された排水設備の設置時期までの間、当該勧告を猶予することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の猶予を取り消すことができる。

- (1) 浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)に規定する浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査が適正に行われていないと認められるとき。
- (2) 臭気及び排水の汚濁等により生活環境の保全及び公衆衛生上悪影響を及ぼす状態を発生させたとき。

(公表)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わず、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、条例第31条の3の規定による公表を行うものとする。

- (1) 条例第31条の3第2項の規定により期間を定め、意見を述べる機会を与えたにも関わらず何ら意見を申し立てないとき、もしくは申し立てられた意見が正当性を欠くものであるとき。
- (2) 前号の意見を述べる機会に排水設備の設置時期が明示された場合において、その時期を過ぎても排水設備が設置されないとき。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

様

八王子市長 石森 孝志

下水道接続に係る排水設備の設置について（特別指導書）

市政につきましては、平素からご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、公共下水道が供用開始されている区域内にある建物については、供用開始後1年以内に下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置し、公共下水道に接続することが下水道法に基づく八王子市下水道条例第5条第1項により義務付けられております。

しかしながら、あなたが所有されている下記建物については、下記のとおり供用開始後1年を経過しているにもかかわらず、未だ下水道に接続されておられません。

については、八王子市下水道条例及び八王子市下水道接続指導要綱に基づき、排水設備を早急に設置するよう改めて指導しますので、下水道接続に係る排水設備設置計画書（第2号様式）を下記期日までに提出してください。

なお、正当な理由なくこの指導に従わない場合、八王子市下水道条例に規定する「排水設備の設置勧告」、「公表」の手続きに移行することがあります。

記

- 1 建物（施設）名称
- 2 排水設備を設置すべき土地及び建物の所在地
- 3 排水設備を設置すべき土地及び建物の所在地の供用開始年月日
- 4 下水道接続に係る排水設備設置計画書の提出期限

(第2号様式)

平成 年 月 日

八王子市長 石森 孝志 殿

事業者名
代表取締役
(理事長)

印

下水道接続に係る排水設備設置計画書

記

- 1 建物（施設）名称
- 2 排水設備を設置すべき土地及び建物の所在地
- 3 排水設備設置工事予定時期
- 4 排水設備設置工事予定時期までの工程及び根拠